

六番 小林 治晴でございます。

私から、本市議定会定例会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

初めに、議案第四号 平成二十三年度長野市一般会計予算、歳出、第二款総務費、第一項総務管理費のうち、第一庁舎建設事業及び長野市民会館建設事業の審査について申し上げます。

この予算は、市役所第一庁舎及び長野市民会館建て替えのための基本設計や、現市民会館解体等に要する経費であります。

本議案の審査に当たっては、内容に関連のある請願第三号 市役所第一庁舎及び長野市民会館の建て替えに関する請願及び請願第四号 長野市役所・市民会館の建て替えに関する請願が提出されていたことから、議案審査の前に両請願の審査を行いました。なお、請願の審査に当たっては、議会基本条例第十二条第三項の規定に基づき、提出者の意見を聴取する場を設けることと決定したことから、参考人として請願提出者の出席を得て、請願理由についての意見をお聴きし、それに対する質疑を行ったところであります。

まず、請願第三号について、採択すべきものとして、「ある会派が行ったアンケート調査の結果を見ても、賛成が多数を占めたとは言えないと考える。この件に関しては賛否両論あるが、十分な意見集約がされておらず、市民の意見も十分に聴いたとは言い難い。当初の計画と状況が大きく変わったにもかかわらず、十分な意向調査をしてこなかったということを考慮すれば、もう一度冷静になって考えるべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「さきの一月臨時会において、現長野市民会館の供用を廃止する改正条例案を可決した。これは、議会として建て替えに賛成する意思を示したものであり、この請願を採択すると整合性がとれないものと考え。会派独自でアンケート調査を行い、その結果を踏まえて取り組んできたので、市民の意見はきちんと反映させている。また、会派で行ったアンケート調査の結果を基に建て替えに賛成してきたので、この請願の内容は相入れないものである。」との意見が出されました。

次に、請願第四号について、採択すべきものとして、「今後、東北地方太平洋沖地震の被災地の復興に多額の費用が必要となることから、合併特例債が活用できるか不透明な状況にある。被災者の生活再建に国を挙げて取り組むべきときに、合併特例債を当てにして両施設の建て替えを急ぐことはすべきでない。議会には、両施設の建て替えについて慎重に検討するよう市当局に伝え、具体的な支援策を目に見える形で示す

ことが求められている。第一庁舎の安全性が危惧されると言つたら、工事に着手しやすい耐震改修の方がより適している。防災拠点の整備という観点から考えたとき、各支所の機能を充実させ耐震強度を確保し、そこに避難できるようにしておくことが市民のためになる。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「耐震改修やりリニューアルでは、機能的に充足できないし、今後使える期間も二十年程度だと思われる。むしろ、市の負担は多くなってしまう。建て替えた場合には、八十年程度使えると言われており、合併特例債の活用により財政的な負担を少なくし、耐震性の確保だけでなく防災拠点となり得る施設を造るべきである。請願第三号と同様に、議会としては建て替えの意思を示したと考えているので、この請願を採択することは、これと整合性がとれないものである。この問題に関しては、特別委員会がこれまで議論し決定した内容を尊重すべきである。今回の災害に対する支援は、できる限り実施しなければならぬが、それと地方自治体の事業執行とは別次元の話であり、分けて考えるべきである。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、議案第四号 平成二十三年度長野市一般会計予算のうち、総務部・行政委員会関係について審査を行いました。

そして、議案及び請願について全ての論議を踏まえ、まず議案第四号について採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、請願第三号について採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定し、引き続き請願第四号について採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第四号 平成二十三年度長野市一般会計予算、歳出、第二款総務費、第一項総務管理費のうち、多様な観光交流の推進について申し上げます。

シティプロモーション推進事業は、地域ブランドの確立などを進め、積極的に市外から人や企業などを獲得しようとする取組であり、統一感のある都市イメージを創造するとともに、より効果的な方法で「ながの」の魅力を発信し、対外的な認知度や都市イメージの向上を目指すものであります。

これまでに、ふるさとNAGANO応援団の方などからは、なかなか長野市の情報が伝わってこないという指摘がされたことでもあります。この事業に取り組むことにより本市の存在感が高まれば、企業誘致など様々な面で注目を集めることが期待できますので、この事業を長野市全体として積極的に推進していくよう要望するとともに、この分野の専門家の持つノウハウを市職員がしっかりと学び、PRする力を身に付けることができる体制づくりについても検討するよう要望いたしました。

続いて、防災対策の推進について申し上げます。

災害時に市民が最も必要とするものは、正確な情報であります。防災情報を伝達する手段は一つだけではなく、様々な手段を複合的に活用して漏れなく市民に伝えることが何よりも重要でありますので、災害時において確実な情報伝達ができる体制を整備するよう要望いたしました。

また新年度は、合併により市域が拡大したこと等による防災課題に対応し、現状に即した防災体制の整備を図るため、地域防災計画の修正及び見直しを行うとのことあります。そこで、先日発生した東北地方太平洋沖地震を通して明らかとなった防災上の問題点を十分検証し、それを教訓とした地域防災計画づくりを検討するよう併せて要望いたしました。

次に、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に関連して申し上げます。

去る、三月十一日午後に発生したこの地震の影響で、東北地方を中心とした太平洋沿岸の市町村では、津波による壊滅的な被害が発生いたしました。日を追うことに被害の大きさと深刻さが増してきており、正に未曾有の大災害の様相を呈しております。被災地ではライフラインが停止し、生活に必要な物資の不足が問題となっております。さらに、非常に多くの方が避難所での生活を余儀なくされており、その中には、津波により住まいを奪われた方も少なくありません。復興への道のりは容易なものではなく、今後相当の年月を要するものと思われれます。

こうした状況を受けて、本市としては既に消防局及び上下水道局の職員を被災地に派遣するなどの支援を開始しておりますが、今後も被災地に対してできる限りの支援を実施していくことが求められます。しかし、支援を行う際には、被災地の状況を正確に把握し、必要とする場所に適切な支援や物資をきちんと届けることが必要となりますので、この点に十分留意するよう要望いたしました。

また、被災者への住まいの提供は、中長期的に必要な支援となりますので、市営住宅や市所有の宿泊施設などの状況を確認し、被災者の受入れについて前向きに検討するよう併せて要望したところであります。

次に、総務部及び消防局の所管事項について申し上げます。

災害に関する情報は、正確かつ迅速に伝達されることが何より重要であります。防災マップに記載の危険箇所については、消防団員や自主防災会などを通じて機会あるごとに市民に周知するよう要望するとともに、災害時に庁内各部署が横断的に対応できる態勢づくりについて検討するよう要望いたしました。

次に、財政部の所管事項について申し上げます。

昨年十月二十日以後に入札の公告又は指名の通知を行った契約から、入札に係る最低制限価格の設定範囲が引き上げられました。これにより、建設工事及び業務委託の落札率は上昇しているとのことであります。一方で、予定価格に入札価格が届かないことなどで契約が成立しない「不調」が、増加傾向にあるとのことであります。

入札については、最低制限価格の設定範囲が引き上げられても、落札することができなければ意味がありません。また、調査基準価格付近での落札もできる限り避けるべきであります。そこで、業者に対し最低制限価格の設定範囲が引き上げられたことを、きちんと周知するよう要望いたしました。

また、最近の入札において、同一の業者が複数回連続して落札した事例があったとのことでもあります。確かに、工事の種類によっては業者が限られますし、各業者が企業努力により価格を決定し入札に参加している状況を考えれば、制限を設けることは難しいことと思います。

しかし、他の業者からは、現在のような不況のときに同じ業者が連続して落札することは問題ではないかとの声も上がっておりますので、今後、この問題に対する何らかの対応策を検討するよう併せて要望いたしました。

次に、地域振興部の所管事項について申し上げます。

昨年四月から、住民自治協議会の活動が本格化したしました。地区によって、面積や人口などに差があり、それぞれに課題や御苦労もあるようですが、現在までのところ、おおむね順調に活動されているとのことでもあります。

しかし、今後は住民自治協議会を真に自立した組織とするため、現在、支所が担っている事務を住民自治協議会の事務局に移行していく必要があります。そのためには、事務局職員の勤務時間の延長が不可欠であることから、新年度予算では今年度よりも人件費を増額することとなります。

そこで、支所と住民自治協議会との役割分担等については十分な説明を行い、住民自治協議会との合意の下に進めていくよう要望いたしました。

最後に、請願の審査について申し上げます。

最初に、請願第一号 長野電鉄屋代線の実証実験の継続を求める請願の審査について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「長野電鉄活性化協議会は、鉄路をどうやって残していくかを議論するための場であったはずである。しかし、今後の方向性を検討する際、上下分離方式や第三セクター方式などの意見は出ていたが、それについての議論はあまりされなかったように感じる。また過日、公共交通対策特別委員会において意見を聴いたコンサルタントは、屋代線を持続可能な鉄道として運営していくためには、行政、住民及び事業者が一体となって役割を果たしていくことが必要であり、自治体の財政負担の状況や沿線住民の熱意などを総合的に考えて判断すべきであると述べている。しかし、活性化協議会では、そこまで踏み込んだ議論はされていない。三か年の総合連携計画はスタートしたばかりであり、初年度の実証実験もわずか三か月しか行われておらず、地元住民の意見を聴き入れない決定である。地元住民の願いは鉄路を残すことであり、活性化協議会の決定は重いものだと言つなら、既に決定されていた三年間の実証実験をきちんと実施すべきである。」との意見が出されました。

一方、継続審査とすべきものとして、「二月二日に活性化協議会が、屋代線の今後の方向性をバス代替と決定したことは、大変重みがある。また法律では、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないと規定しており、これも重く受け止めなければならない。長野電鉄は民間企業であり、その路線の存廃に行政が関わる場合には、必ず赤字補填の問題が生ずる。請願者の願意は理解できるが、組織として決定した事項に対し、その組織の構成員が請願により、その決定を変えようとするには疑問がある。該当地区では署名活動が行われており、地元住民の思いはこういったものなのか、きちんと見極めなければならず、もししばらく様子を見た方がよいのではないか。廃止までの一年間で、どうしたら鉄路が残せるのか、仮に残せなかったとしても、最も住民のためになる方法はどういったものなのかを考えるべきで、これについてもっと深く議論するためには時間が必要である。」との意見が出されました。

さらに、「委員は、この請願を採択するためにはどうしたらよいのかを考え、そのための努力をすべきである。」との意見が出されたことから、請願者は請願文書の一部について紹介議員の了承を得て、お手元に配布の請願訂正願のとおり訂正し、これに基づき再度審査を行いました。

その際、「文書の訂正があつたが、長野電鉄屋代線については状況的に厳しいものがある。しかし現在、地元では署名活動を展開中であり、住民自治協議会の皆さんの気持ちを大事にするという観点から継続審査とすべきである。」との意見が出されました。以上の論議を踏まえ、まず継続審査について諮ったところ、賛成多数で継続審査とすべきものと決定した次第であります。

次に、請願第二号 公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める請願及び請願第五号 期日前投票所の投票時間延長を求める請願について申し上げます。

これらの請願については、請願者の願意を酌み、共に全員賛成で採択すべきものと決定した次第であります。

なお、請願第五号は市に対して対応を求めていますので、市長及び選挙管理委員会委員長に送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることが適当であると決定したことを、併せて御報告申し上げます。

次に、継続審査中の平成二十二年請願第二十二号 武器輸出三原則の堅持を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「現政権は昨年十二月、武器輸出三原則の見直しについては新防衛大綱への明記を見送った。しかし、それでこの原則の見直しが断念されたわけではない。現政権に動きがない今だからこそ、この意見を伝えるべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「昨年十二月の閣議決定以降、現政権はこの件に関し言及しておらず、何の動きも見られない状況にあることから、不採択でよいので

はないか。「との意見が出されました。

さらに、継続審査とすべきものとして、「昨年十二月定例会において審査したとき
の状況から、変化はないものとする。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、まず継続審査について諮ったところ、賛成少数で否決され、
引き続き採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第でありま
す。

以上で報告を終わります。